

大情審答申第 450 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表1から別表3の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った別表1から別表3の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定1」から「本件決定3」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表1から別表3の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、別表1から別表3の（え）欄に記載の公開請求（以下「本件請求1」から「本件請求3」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求1から本件請求3に係る公文書（以下「本件文書1」から「本件文書3」という。）を、別表1から別表3の（き）欄に記載のとおり特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表1から別表3の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条第1号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表1から別表3の（け）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表1から別表3の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定に係る「公文書の件名」欄の記載の妥当性である。

3 本件各決定に係る「公文書の件名」欄の記載の妥当性について

(1) 公開決定等に係る「公文書の件名」欄について

公開決定等に係る「公文書の件名」欄については、公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された事項をそのまま記入するのではなく、起案文書であれば起案用紙に記載された具体的な標題を記入するなど、公文書が一義的に特定できるよう正確に件名等を記入し、同一の標題の公文書が複数対象となっている場合には、起案年月日や文書番号等により、明確に区分できるように工夫することが望ましい。

(2) 本件決定1及び本件決定2に係る「公文書の件名」欄の記載の妥当性について

当審査会において本件文書1及び本件文書2を実際に見分したところ、これらはいずれも実施機関が行った身体障がい者手帳交付申請却下決定に対する異議申立てに係る決定の決裁のために作成した、文書番号、日付及び公印がない以外は発送された決定書と同一内容の文書（以下「案文」という。）であり、その標題は単に「決定書」とされているものであった。

実施機関によると、決定書の原本は実施機関から本人宛てに送付済みであり、また、実施機関の文書事務では、発送する文書の写しを必ずしも保存することまでは求められていないことから実施機関においても保存していないため、発送した決定書の案文を特定したものであり、また、本件文書1及び本件文書2は決定書の案文であるため、発信年月日及び文書番号については、そもそも記載されておらず、本件決定1及び本件決定2に係る「公文書の件名」欄に記載することができなかったとのことであった。

これを踏まえると、本件決定1及び本件決定2に係る「公文書の件名」欄の「身体障がい者手帳申請却下にかかる異議申立の決定書」との記載に不備があるとは認められない。

(3) 本件決定3に係る「公文書の件名」欄の記載の妥当性について

当審査会において本件文書3を実際に見分したところ、本件文書3は、平成23年度から平成25年度に北区役所が受け付けた「身体障害者（児）手帳交付・再交付申請書」及びその添付資料で構成されており、当該申請書には、当該申請に対する交付決定に係る決裁欄があり、当該決裁欄に実施機関の職員が押印することにより意思決定を行っているものであった。

本件文書3は、同一の標題の複数の公文書であって、異なった申請年月日がそれぞれ記載されているところ、たしかに、本件決定3に係る「公文書の件名」欄においては、申請年月日などで明確に区分するような工夫はされていない。しかし、本件決定3は部分公開決定であって、異議申立人は本件文書3を閲覧することにより、申請年月日などを確認して公文書を一義的に特定することが可能なのであるから、本件決定3に係る「公文書の件名」欄の記載によって異議申立人に著しい不利益が生じているとはいえない。

これらを踏まえると、本件決定3の「公文書の件名」欄の「身体障がい者手帳交付申請（視覚障がい）に対する交付決定にかかる決裁文書。（平成23年度から平成25年度北区受付分）」との記載に不備があるとは認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成27年度諮問受理第129号ほか2件

年 月 日	経 過
平成28年3月4日	諮問書の受理（平成27年度諮問受理第129号及び第130号）
平成28年4月25日	諮問書の受理（平成28年度諮問受理第2号）
平成28年7月4日	実施機関からの意見書の収受
平成28年12月6日	調査審議
平成28年12月19日	調査審議
平成29年1月23日	調査審議
平成29年2月1日	調査審議
平成29年2月22日	調査審議
平成29年3月10日	調査審議
平成29年5月19日	調査審議
平成29年6月7日	調査審議（実施機関の陳述）
平成29年7月10日	調査審議

平成 29 年 10 月 11 日	調査審議（異議申立人の口頭意見陳述）、異議申立人からの意見書の収受
平成 30 年 3 月 2 日	調査審議
平成 30 年 4 月 11 日	調査審議
平成 30 年 5 月 11 日	調査審議
平成 30 年 6 月 8 日	調査審議
平成 30 年 6 月 29 日	答申

別表 1

(あ) 諮問受理番号	平成27年度諮問受理第129号
(い) 諮問	平成28年 3 月 4 日付け大北福第979号
(う) 請求日	平成28年 1 月25日
(え) 請求する公文書の 件名又は内容	障害認定に係る不服申立に対する「決定書」。ただし、H19～H22年度に北区が作成したもの。
(お) 担当	北区役所福祉課（一般福祉・子育て支援担当）
(か) 決定	平成28年 2 月 8 日付け大北福第833号による部分公開決定
(き) 公文書の件名	身体障がい者手帳申請却下にかかる異議申立の決定書
(く) 異議申立て年月日	平成28年 2 月12日
(け) 異議申立人の主張	「公文書の件名」にある記載内容は、文書を特定する「年月日」「文書番号」等無く、何件かも不明。 職務専念義務違反。
(こ) 実施機関の主張	本件文書 1 は、平成19年度から平成22年度に北区役所が作成した障がい等級認定に係る異議申立人に対する決定書の案文である。 なお、実施機関が本件決定 1 において、決定書の案文を特定した理由は、決定書の原本は実施機関から本人宛てに送付済みであり、また、本市の文書事務では、発送する文書の写しを必ずしも保存することまでは求められていないことから実施機関においても保存していないため、発送した決定書の案文を特定したものである。 異議申立人は、本件決定 1 に係る部分公開決定通知書の公文書の件名欄について、『公文書の件名』にある記載内容は、文書を特定する『年月日』、『文書番号』等が無く、何件かも不明。」とその記載について不服を述べている。 この点について、実施機関としては、本件文書 1 は決定書の案文であるため、発信年月日及び文書番号については、そもそも本件文書 1 に記載されておらず、また、件数については、対象となる公文書が 1 件であるため、公文書の件名欄に記載していない。

別表 2

(あ) 諮問受理番号	平成27年度諮問受理第130号
(い) 諮問	平成28年 3 月 4 日付け大北福第980号
(う) 請求日	平成28年 1 月27日
(え) 請求する公文書の 件名又は内容	障害認定に係る不服申立に対する決定書(棄却したもの)。ただし、H22年度以降に全区が作成したもので(処分の取消しの訴えに係る教示)の記載・説明のないもの。ただし、H24. 2. 8付大北保福第422号は除く
(お) 担当	北区役所福祉課(一般福祉・子育て支援担当)
(か) 決定	平成28年 2 月 8 日付け大北福第834号による部分公開決定
(き) 公文書の件名	身体障がい者手帳申請却下にかかる異議申立の決定書
(く) 異議申立て年月日	平成28年 2 月12日
(け) 異議申立人の主張	「公文書の件名」にある記載内容は、文書を特定する「年月日」「文書番号」等無く、何件かも不明。 職務専念義務違反。
(こ) 実施機関の主張	本件文書2は、平成22年度以降に北区役所が作成した、障がい等級認定に係る異議申立人に対して棄却を行った決定書の案文のうち、処分の取消しの訴えに係る教示がないもの(平成24年 2 月 8 日付け大北福第422号を除く。)である。 なお、実施機関が本件決定2において、決定書の案文を特定した理由は、決定書の原本は実施機関から本人宛てに送付済みであり、また、本市の文書事務では、発送する文書の写しを必ずしも保存することまでは求められていないことから実施機関においても保存していないため、発送した決定書の案文を特定したものである。 異議申立人は、本件決定2に係る部分公開決定通知書の公文書の件名欄について、『公文書の件名』にある記載内容は、文書を特定する『年月日』、『文書番号』等が無く、何件かも不明。」とその記載について不服を述べている。 この点について、実施機関としては、本件文書2は決定書の案文であるため、発信年月日及び文書番号については、そもそも本件文書2に記載されておらず、また、件数については、対象となる公文書が2件であるため、公文書の件名欄に記載していない。

別表 3

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第 2 号
(い) 諮問	平成28年 4 月25日付け大北福第51号
(う) 請求日	平成28年 1 月20日
(え) 請求する公文書の 件名又は内容	北区に提出の身体障害者手帳交付申請に係る「手帳交付までの決裁文書」。ただし、視覚障害でH23～H25年度に受付けたもの。
(お) 担当	北区役所福祉課（一般福祉・子育て支援担当）
(か) 決定	平成28年 3 月 4 日付け大北福第976号による部分公開決定
(き) 公文書の件名	身体障がい者手帳交付申請（視覚障がい）に対する交付決定にかかる決裁文書。（平成23年度から平成25年度北区受付分）
(く) 異議申立て年月日	平成28年 3 月28日
(け) 異議申立人の主張	「公文書の件名」に「何件あるのか」「どの文書を公開するのか＝文書の特定」の情報が記載されていない。 別件で開示請求（同様の修正分）しており、本庁 1 階受けの〇〇係長にも伝え、北区〇〇係長にもTELでこのこと（別件分）伝えている。 いずれにしても内規等に違反している。
(こ) 実施機関の主張	異議申立人は、本件決定 3 に係る部分公開決定通知書の公文書の件名欄について、『公文書の件名』に『何件あるのか』『どの文書を公開するのか＝文書の特定』の情報が記載されていない。」とその記載について不服を述べている。 この点について、実施機関としては、公文書の件名欄に「身体障がい者手帳交付申請（視覚障がい）に対する交付決定にかかる決裁文書。（平成23年度から平成25年度北区受付分）」と記載しており。平成23年度から平成25年度に北区役所が受け付けた身体障がい者手帳交付申請（視覚障がい）に対する交付決定に係る決裁文書の全てを特定しているため、公文書の件名欄の記載により文書の特定はできていると解している。しかしながら、請求者にとってさらにわかりやすくなるように、現在では、複数の公文書を特定する際には申請日等を記載することにより、公文書を明確に区分できるよう工夫している。

※ 別表 1 から別表 3 の（え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。